

議案第29号

平成23年度 新居浜市水道事業会計予算

# 平成23年度 新居浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度新居浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	53,211 戸
(2) 年間給水量	14,533,490 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	39,709 m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	1,004,406 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 水道事業収益	1,832,990 千円
第1項 営業収益	1,719,901 千円
第2項 営業外収益	113,009 千円
第3項 特別利益	80 千円

## 支 出

第1款 水道事業費用	1,818,993 千円
第1項 営業費用	1,579,559 千円
第2項 営業外費用	231,555 千円
第3項 特別損失	4,879 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,061,871千円は、過年度分損益勘定留保資金424,608千円、当年度分損益勘定留保資金502,528千円、建設改良積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額34,735千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	224,310 千円
第1項 企業債	100,000 千円
第2項 分担金	124,300 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,286,181 千円
第1項 建設改良費	1,004,406 千円
第2項 企業債償還金	281,775 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
管路台帳システム構築業務	平成23年度から平成24年度まで	千円 142,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	千円 100,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 平成23年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 4.0 %	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 338,888 千円

(2)交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍